

令和8年度5月補正予算(専決)の概要

I 専決処分日

令和8年5月19日

II 予算の規模

	現計予算額	今回補正額	補正後の額	前年同期比
一般会計	95,320,000千円	0千円	95,320,000千円	▲ 35.6%
特別会計	8,718,700千円	120千円	8,718,820千円	▲ 9.5%
企業会計	18,663,700千円	0千円	18,663,700千円	▲ 18.2%
合計	122,702,400千円	120千円	122,702,520千円	▲ 32.0%

III 予算の内容

国民健康保険特別会計(直診施設勘定)

○繰上充用金

令和7年度国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)において、赤字決算が見込まれることから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和8年度の歳入を繰り上げて、これに充用するもの

歳出 繰上充用金 120千円

歳入 診療収入(外来収入) 120千円

【地方自治法施行令】

(翌年度歳入の繰上充用)

第166条の2 会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。